

## 調達制度



一般社団法人 全日本建設技術協会 会長 **おお いし ひさ かず**  
**大石 久和**

調達物の品質は、それをどのような調達方法で入手したかに大きく左右される。ここでは、調達方式の問題と筆者の経験を踏まえ、わが国の歪さを紹介してみたい。

### 会計法と地方自治法の問題

政府の調達は基本的に会計法の規定によって行われる。また、地方自治体においては地方自治法が原則を規定しており、これによらない調達は、基本的に行うことができない仕組みとなっている。

両法には調達の原則として一般競争入札を規定し、「できるだけ多くの参加者を求めて、最も安い価格を提示した者と契約すべし」としている。すべての調達の原則がこの規定であることが大きな問題の出発点なのである。

さりと読むと何の問題もないようだが、これは「物品調達の原理」なのである。どういうことかと言えば、「市場に流通しているもの」を調達するのであれば、この法規定は正しい原則だからである。

たとえば、県庁で自動車を購入・調達することを考えてみよう。使い勝手から考えて、トヨタのある品番の車がニーズにぴったりだったとしよう。この場合、県庁周辺のこの品番を扱っているトヨタのディーラーに声をかけ、価格を提示させてそのなか

ら低価格を示したディーラーと契約すればいい。

ここでのポイントは、いくら安い価格を提示したとしても「トヨタのその品番の車の性能は誰から買っても同じ」だからである。なぜ、そんなことが言えるかということ、「その品番の車を買っている多くの購入者の存在」があるからである。

多くの購入者は、価格と品質のバランスを見きわめてこの車を買っている。また、購入者はトヨタが提供する車の品質のバラツキが小さいことも知っている。これらの車には、価格に見合う品質があると確信できる信用があるのである。

この信用は、この車を求める多くの購入者が存在していることから生まれている。つまり、価格に見合う品質はマーケットが保証していると言ってもいいのである。だから、資金繰りに窮したディーラーが当座の現金を得るために、多少値引きしても早く売ることとして、大きくプライスダウンを図ったとしても性能や品質が下がるはずがない。

これは、何も車に限った話ではない。カップラーメンでも、化粧品でも、文房具でも、市場に流通することで、消費者が価格と品質を常時チェックしている商品はみんな同じだ。にもかかわらず、会計法や地方自治法に、「多数参加の最低価格」を規定していると言うことは、「調達一般を物品購入ルールで縛っている」ことになるのだ。しかし、公共事業

のように、ある場所に橋を架ける事業を行うのに、このルールでいいのだろうか。

よく公共事業は「現地単品生産」であると言われるが、それはその通りだとしても、公共事業の調達には「市場を経由していない」ことが本質だ。これから建設会社に架けてもらう橋は、「橋が架けられてから、地震や大量の自動車に耐えることができるのか、長年月にわたる耐久性を持つのか」がマーケットの評価として架橋後に試されるのである。

橋はすべて一つ一つ仕様が異なり、まったく同じ橋というものはない。「前回この会社が架けた橋は問題なかった」から、今回も問題ないとは言いきれないのが、公共事業の調達というものである。

## 市場・マーケットの評価が購入後になる 公共調達

つまり、どこの誰でもいいから多くの希望者の中から、「一番安く造る」と言った会社にやらせばいいのだとはならないということだ。繰り返したが、公共事業の場合にはマーケットの評価は調達の後になるからである。

完成検査や引き取り検査は終了したと言っても、それはあくまでも「仮の検査」に過ぎず、真の検査、真の評価は公共サイドが引き取ってから、設計震度の地震に耐えるのかなどが、長い年月にわたってチェックされるのである。

したがって、物品調達の原則しか規定していない会計法などの例外を運用して、指名競争入札方式を長年にわたって採用してきたのだ。この方式は、よりよい品質を実現すれば、次回の受注機会を得ることができるという品質向上の動機付けを施工者に付与することができる制度だった。これは長年の知恵だったのである。

一般競争入札方式では、この現場だけで儲けをできるだけ多く出しさえすればいいと考えても何の問題もない。次の受注に関係ないからだ。監督員の見ていないところでは手抜きをして儲けを最大化することは、経済的に合理的な行動となる。

そうはさせないために、手抜きがありその欠陥が明らかになった場合には、後の受注機会を失ってしまうことになる一品調達品購入の合理システムを生み出していたのだ。これを、談合を助長するとか法が規定する本来の方式を採用すべきだとして、「物品調達の仕組みを公共事業に誤適用してきた」のが、一般競争入札だったのである。

一般競争入札に切り替えるなら、現場監督を相当に増やし、検査項目をかなり増加させておかなければならなかったはずなのだ。システムというものは、一部をさわると他の部分にも必ず影響があるからである。

この国は、どの分野においても、不祥事や事件に対して過剰反応し、「それでは庶民感情が許さない」とかの理屈を立てて、全体としてはうまく稼働していたシステムを破壊してきた歴史を数多く持っている。小選挙区制の導入などその典型だ。

ともあれ、市場の評価という最も重視すべきことが、「調達の事前なのか事後なのか」という決定的な違いを無視した弥縫策的な改革が、公共調達の世界をかなり破壊してきたのである。

このような単軸的な調達制度を原則として持つ先進国は、日本しかないことを知っておきたいのである。どの国も「調達物の性質に応じた調達方式を持つ」ものなのである。

このあたりの事情は、木下誠也日本大学教授の「公共調達解体新書」（経済調査会）にくわしいので、是非参考にしていただきたい。今回は、品確法制定の経緯を紹介したい。